

後藤和子委員意見発表資料

(1) 国の政策としての文化芸術振興の意義について

1, 国際的合意としての「発展と文化」

- ・ 発展パラダイムの転換・・・GDP から人間の潜在能力の開発へ
- ・ 1998 年にストックホルムで開催された発展のための文化政策に関する国際会議には、日本を含む 150 カ国が参加した。そこで合意された最初の政策目標は、政府は、文化政策が持続可能な発展の重要な要素の 1 つとなるように、発展における文化の広範な役割を認識し、政策を作成すべきであるという目標である。更に、持続的な発展と文化的繁栄は相互依存的関係にあるとして、次の 5 つの政策を採用するよう各国に勧告している。

- ①文化政策を発展戦略上の 1 つの重要要素として位置づける
- ②生活における文化の創造性を促進し参加を促す
- ③文化産業を育成する政策とその実践を強化し、文化遺産を保護してその質を高める
- ④情報化社会に向けて、またその内部で文化と言語の多様性を高める
- ⑤文化開発により多くの人的資源と資金を調達する

2, 文化支援の経済学的根拠

- ・ ボウモル＝ボウエンの古典的研究
 - 所得不足の必然性
 - 外部性（社会的便益）・・・国家に付与する威信、周辺のビジネスへの波及効果、将来世代への遺贈価値、コミュニティへの教育価値など
 - 再分配
- ・ 国と地方
 - 国・・・資源配分の効率性
 - 公平性（再分配）・・・アクセスの保障、アーティストの育成や社会保障
 - 外部性
 - 地方・・・資源配分の効率性
 - 外部性・・・クリエイティブシティなど都市政策として展開する根拠となる

3, 文化政策の政策手段

- ・ 法・・・規制（文化財保護等）、著作権法、パーセント・フォー・アートなど
- ・ 補助金
- ・ 文化税制・・・文化税制は寄付税制のみではない
 - 相続税の物納、文化ファンド、個人が所有する文化財の補修のための融資と減税、企業による美術品の取得 VAT の低税率等、様々なものがある
 - 補助金と異なるのは、民間の資金を引き出しつつ支援すること、意思決定が個人や企業によってなされること、迅速性があること等、文化団体は政府ではなく支援者の方を向く

4, コンテンツ産業政策からクリエイティブ産業政策へ

- ・コンテンツ産業政策では、文化は所与として流通の促進に力を入れてきた（市場の拡大）
- ・クリエイティブ産業はもっと広いものを含む

イギリスはクリエイティブ産業を13分野に分類

広告、建築、美術及び骨董品市場、ファッションデザイン、ビデオ・映画・写真、舞台芸術、出版、ソフトウェア、コンピュータゲーム及び電子出版、ラジオ・テレビ放送、工芸、デザイン

- ・クリエイティブ産業とは、創造とビジネス（流通）との契約による結合
需要が予測できないためリスクが大きい
企業規模は極めて小さい
独特な立地と集積の特徴を持つ・・・製造業とは全く異なる
- ・クリエイティブ産業政策は、コンテンツ産業政策とは全く異なる視点が必要
- ・クリエイティブ産業政策には、国の関与が必要・・・補助金のみでなく著作権に関わる、税制による支援も可能

5, 農村におけるクリエイティブ産業の可能性

- ・公共事業に代わる産業が必要
- ・工芸
- ・文化的景観を生かしたフェスティバルや文化観光
- ・歴史まちづくり法（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律）